

スペーシャル・プランニング研究

研究代表者 後藤 春彦
(創造理工学部 建築学科 教授)

1. 研究課題

本研究は単独の都市圏の範囲をこえる広域的圏域 (City Region) を研究対象とするもので、以下に示す2点を目的とする。

【目的1】日本版『都市・農村計画 (Town and Country Planning) 』の導入のための理論的枠組みの提示

【目的2】都市圏を超える広域圏を一体的な単位とする City Region 計画の実証

従来の上記の目的に、

【目的3】高齢化社会を背景に、健康・福祉・医療に関する広域的圏域の計画的運用を加える。

以上の成果を理論にフィードバックするとともに、具体的な制度および政策への展開をめざし、わが国の各地において実装可能なものとする。

2. 主な研究成果

本研究は基礎自治体の範囲をこえる広域的圏域 (City Region) を計画単位とする研究代表者による一連の理論的成果を踏まえ、都市計画と農村計画を一元的に進めるための法制化を視野に入れつつ、広域圏計画において重要な「計画単位」「計画主題」「計画運用」に着目し、日本版都市・農村計画 (Town & Country Planning) における、①都市・農村間、②分野間、③主体間 による3つの調整メカニズムと、広域的圏域 (City Region) における、①CR の範囲の設定方法 (計画単位)、②CR が担う公共サービスの選択 (計画主題)、③CR の意思決定方法のあり方 (計画運用) について分析を行い、わが国において都市・農村計画を導入するために必要な理論的枠組みを提示した。

今年度も、新型コロナウイルスのパンデミックのため、フィールド調査を行うことはできなかったが、これまで開発してきた都市計画・まちづくり分野のための要素技術・方法を、本研究における実証的な分析やフィジビリティ・スタディに応用可能なものとするべく、『歴史編纂法』、『情報蓄積法』、『情報収集法』、『言語化法』として整理した。

3. 共同研究者

山村崇（高等研究所・准教授）、吉江俊（建築学科・講師）

4. 研究業績

4.1 学術論文（査読付き）

村松美邑、後藤春彦、山村崇、林廷玟「外国人観光客が捉える「名もなき景観」の価値と景観の意味解釈の構造 ―韓国人リピーター観光客の語りの分析を通して―」日本建築学会計画系論文報告集 第786号 pp. 2125-2135 2021.8.

村井遙、後藤春彦、森田椋也、山崎義人、泉川時「地域固有の土地所有慣行のある青ノリ養殖業の持続に向けた生産方法とその背景」日本都市計画学会学術研究論文集 No.55-3 pp.727-734 2021.11.

富永万由、後藤春彦、山村崇「退職高齢者の人付き合いの変遷と相談相手との出会いのきっかけに関する研究」日本都市計画学会学術研究論文集 No.55-3 pp. 1443-1450 2021.11.

山村崇、後藤春彦、伊藤日向子「Web アンケート調査に基づく独居高齢者の個人属性および外出行動と「孤独感」の関係性分析」日本建築学会技術報告集 第66号 pp. 914-918 2021.6.

伊藤日向子、後藤春彦、高嶺翔太、松浦遥「高経年分譲集合住宅団地に居住する不就業高齢者の孤独感解消及び主観的健康感向上にむけた方策のあり方に関する研究」日本建築学会技術報告集 第66号 pp. 961-966 2021.6.

4.2 著書、一般論文

後藤春彦（共著）「新型コロナを経た暮らしとコミュニティ」第一生命財団 2021.11.

4.3 招待講演、座談会

座談会「空間・時間軸の変化を許容する新たな密度論の展開 地域継続を評価する密度と尺度」都市計画学会（+戸沼幸市、山崎義人）都市計画 vol.70 No.5 pp.12-17 2021.9. 所収

4.4 学会および社会的活動

Member, the World Society for Ekistics

内閣府地方分権改革有識者会議・議員

内閣府地方分権改革有識者会議・地域交通部会・部会長

内閣府地域活性化プラットフォームワーキングチーム・主査

日本工学会・フェロー

豊島区景観審議会・会長

新宿区景観まちづくり審議会・会長

東京都調布市景観審議会・会長

港区地区まちづくりルール認定審査会・委員長

全国町村会人口減少に関する有識者懇談会・委員

（一社）地域環境資源センター技術検討委員会・委員

（一社）公園緑地研究所・研究顧問

（一社）都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー審査員

(社) 東京バス協会広告付きバス停留所第三者評価委員会・委員長
(一社) 第一生命財団・理事
(財) 森記念財団・評議員

5. 研究活動の課題と展望

5.1 テーマの社会性

英国では、土地利用の実態面において、都市と農村がグリーンベルトによって明確に区分されているが、法制度上は都市農村計画法 (Town & Country Planning Act) (1947) によって、都市と農村を一元的に扱う空間計画の枠組みが示されてきた。

一方、わが国の計画制度においては、都市計画と農村計画、都市的土地利用と非都市的土地利用は明確に区分されて扱われてきた。このことは都市の拡大する圧力の抑制に一定程度の効果があったが、人口減少社会において、都市が縮減し周縁部の非都市化がすすむことで、都市と農村の間に低未利用地の無秩序な増加を助長する恐れがあることが指摘される。またそれに伴って、景観の混乱や生活機能の低下など都市基盤の連鎖崩壊的な弱体化が引き起こされかねない状況にある。

5.2 理論と実証にもとづく有用性

都市と農村を一元的に計画する枠組みを基礎自治体単体ではなく、広域圏計画を基礎に提示することは、極めて重要かつ時宜を得ている。同時に、それを机上の理論研究で終わらせることなく、「連携中枢都市圏」を対象に実際の広域圏計画への適用を試み、基礎自治体の範疇をこえた計画単位を有する社会技術としての有用性を実証することは大きなチャレンジである。

5.3 制度改革へ寄与する公共性

本研究のアウトカムズとして、研究成果を普遍化し、政策化にまで高めることを意図しており、日本版の「都市・農村計画法」の制定や、広域圏の自治体連合を支援する連携協約などを活用した日本版 City Region の制度化を視野に入れている。これらは空間計画の体系や方向を大きく変える挑戦的研究であり、成果はわが国の公共的な利益に寄与するものである。